

板倉町告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成29年第1回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年2月27日

板倉町長 栗原 実

1. 日 時 平成29年3月2日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	小 林 武 雄	議 員	2 番	針 ヶ 谷 稔 也	議 員
3 番	本 間 清	議 員	4 番	亀 井 伝 吉	議 員
5 番	島 田 麻 紀	議 員	6 番	荒 井 英 世	議 員
7 番	今 村 好 市	議 員	8 番	小 森 谷 幸 雄	議 員
9 番	延 山 宗 一	議 員	1 0 番	黒 野 一 郎	議 員
1 1 番	市 川 初 江	議 員	1 2 番	青 木 秀 夫	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成29年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成29年3月2日（木）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長の施政方針
日程第 4 同意第 1号 板倉町副町長の選任について
日程第 5 同意第 2号 板倉町教育委員会委員の任命について
日程第 6 承認第 1号 専決処分事項の承認について（平成28年度板倉町一般会計補正予算（第6号））
日程第 7 議案第 1号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第 8 議案第 2号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 9 議案第 3号 板倉町税条例等の一部改正について
日程第10 議案第 4号 板倉町介護保険条例の一部改正について
日程第11 議案第 5号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
日程第12 議案第 6号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正について
日程第13 議案第 7号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
日程第14 議案第 8号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について
日程第15 議案第 9号 板倉町役場庁舎非常用電源設備整備事業非常用電源設備工事の契約について
日程第16 議案第10号 町道路線の廃止について
日程第17 議案第11号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第7号）について
日程第18 議案第12号 平成28年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第19 議案第13号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
日程第20 議案第14号 平成28年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第21 議案第15号 平成29年度板倉町一般会計予算について
日程第22 議案第16号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第23 議案第17号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計予算について
日程第24 議案第18号 平成29年度板倉町介護保険特別会計予算について
日程第25 議案第19号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計予算について

○出席議員（12名）

1番	小林	武雄	議員	2番	針ヶ谷	稔也	議員
3番	本間	清	議員	4番	亀井	伝吉	議員

5番	島田麻紀	議員	6番	荒井英世	議員
7番	今村好市	議員	8番	小森谷幸雄	議員
9番	延山宗一	議員	10番	黒野一郎	議員
11番	市川初江	議員	12番	青木秀夫	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
鈴木優	教育長
中里重義	町長補佐
根岸一仁	総務課長
小嶋栄	企画財政課長
峯崎浩	戸籍税務課長
山口秀雄	環境水道課長
根岸光男	福祉課長
落合均	健康介護課長
橋本宏海	産業振興課長
高瀬利之	都市建設課長
多田孝	会計管理者
小野田博基	教育委員会 教務局長
橋本宏海	農業委員会 農事局長

○職務のため出席した者の職氏名

伊藤良昭	事務局長
川野辺晴男	庶務議事係長
小林桂樹	行政安全係長兼 議会事務局書記

○黙 禱

○青木秀夫議長 おはようございます。定例会の開会前に少々お時間をいただきます。

今定例会の会期中、6年前に東北地方を襲った東日本大震災の発生した日を迎えます。多くの方々が犠牲となり、いまだ復興半ばです。ここで犠牲となられた方々へ黙禱をささげ、ご冥福をお祈りしたいと存じます。

皆さん、自席で結構ですので、ご起立をお願いいたします。傍聴者の皆さんもお願いいたします。それでは、黙禱。

[黙 禱]

○青木秀夫議長 黙禱を終わります。

着席ください。

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○青木秀夫議長 ただいまから告示第12号をもって招集されました平成29年第1回板倉町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○青木秀夫議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、陳情につきましては、お手元の陳情文書表のとおり、議員配付のみの陳情が2件提出されておりますので、報告いたします。

今定例会に付議される案件は、人事案件の同意2件、専決処分事項の承認1件、条例の一部改正議案8件、工事の契約議案1件、町道路線の廃止議案1件、補正予算議案4件、新年度予算議案5件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○青木秀夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

8番 小森谷 幸 雄 議員

9番 延 山 宗 一 議員

を指名いたします。

○会期の決定

○青木秀夫議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、2月21日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

黒野議会運営委員長。

[黒野一郎議会運営委員長登壇]

○黒野一郎議会運営委員長 おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、2月21日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日3月2日から17日までの16日間です。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、町長の施政方針の後、同意第1号から議案第10号について、提案者より提案理由説明の後、議案ごとに審議決定いたします。次に、補正予算関係議案については、提案者より提案理由説明のみを行い、予算決算常任委員会へ付託いたします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、審査の上、委員会採決をいたします。次に、新年度予算関係議案については、提案者より提案理由説明のみを行い、同じく予算決算常任委員会へ付託いたします。

第2日目の3日は、4名の議員が一般質問を行います。次に、補正予算関係議案について、予算決算常任委員長による審査結果報告の後、議案ごとに審議決定いたします。

休日を挟み、第6日目の7日は、総務文教福祉常任委員会、第7日目の8日は、産業建設生活常任委員会をそれぞれ開催し、所管事務調査を行います。

第8日目の9日から第14日目の15日までの間に、予算決算常任委員会を4日間開催し、新年度予算関係議案について、審査の上、委員会採決をいたします。

第15日目の16日は休会とし、最終日の17日は新年度予算関係議案について、予算決算常任委員長による審査結果報告の後、議案ごとに審議決定いたします。また、閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○青木秀夫議長 お諮りいたします。

今定例会の会期及び議事日程について、ただいま委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から17日までの16日間と決定いたしました。

○町長の施政方針

○青木秀夫議長 日程第3、町長より平成29年度の施政方針演説を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 おはようございます。久しぶりのわずかばかりだったようですが、雨が降ったようでありまして、周りの埼玉県、栃木県、インフルエンザが大流行しているという話から、遅ればせながらこちら辺もということで、大流行が心配されていたわけですが、幾分かでも雨の効果で下火になればというふうに思います。

また、今日冒頭、6年を経過をしようとしている3月11日、東日本大震災、6年前、今でも私も含めて皆さんもそれぞれの立場で、それぞれの場所で時間帯こそ同時であります、思い出すと当時の当町の状況あるいは続々と何時間が経過した後に、マスクミで流される停電の中での車のカーテレビというのですか、などを通して想像を絶する津波の状態を把握して、夢でも見ているのかというような、そんな状況が今でもしっかりと脳裏に浮かぶわけでありまして、そういう意味では、人間あるいは時間の流れの中で突然起こる我々の不可抗力な自然災害に対し、そのときも一つの大きな契機となったわけでありまして、その後もさらに一層そういったことに備えてということで、全国、国も含めて自治体が安全、安心、防災、合い言葉のように今日まで全力で万が一のときの対応を続けているところでもありますし、今におきましても亡くなられた方、行方不明の方も含め完全復興にはまだまだ道半ばを過ぎたあたりぐらいかというふうにも言われておりまして、そういう意味では一つの大きな災害というと、大きなスパンの中で後遺症も含めて経過をしていますが、なかなか完全復興には至らないということで、これも人間の力も限りがあるという感じをいたすところであります。

さて、三寒四温と春の嵐の中と申しますか、この間は連日春一番をきっかけに、南風あるいは時によると西風ということで、春の嵐は経験をしているわけでありまして、梅の花もそれにもかかわらず、当地域満開でございます。それらを見るときに、あるいは感じるときに、確実に季節の変化を感じるわけでありまして、そういう意味ではまた別の意味から申し上げますと、新年会シーズンが延々と約2カ月間、諸団体を含め続いておりましたが、やや終わりましたかなと。また、最近は年度変わりの行事の案内が届くようになりまして、そういった中での季節の移り変わりと、一つの大きな区切りである3月31日に向けて流れているなという感じのする中、今日は第1回の定例会、29年度の定例議会を招集させていただきました。議員各位には何かとご多忙の中執務をいただき、ありがとうございます。

1月20日、ご承知のように全世界注視の中、米国大統領の就任式がございました。ご承知のように、日本と違いまして、アメリカの選挙期間は長いわけですが、長い期間を通して過激な発言と保護主義的な主張のトランプ氏の当選は、驚きと新しい感覚とが入り混じった中でも、当選はおよそないだろうとのマスクミも含めた大方の見方を、見通しを破っての就任でございました。民主国家の象徴と言われる、民主主義的国家観と言われる米国民のそれは歓喜もあったわけですが、驚きと不安感をあらわした反対デモまで行われた、伴った就任式の様子は、今日までの米国の歴史からすると異常なものでもあったというふうにも我々の目には映ったところであります。差別的、排他的、経済絶対主義的、三権分立まで時とすると否定するかのごとく聞こえる選挙中の発言が就任後どう変わるかが我が国も含めた同盟国の最大の関心事でありましたが、力の政治、ワンアメリカン、経済絶対主義、保護主義的傾向は、どうやら公約どおりと申しますか、当選前から大きくは変わっていないような形で踏襲した船出と現在なっている感がいたします。

我が国におきましても、首相の先般の訪米あるいはそのときのトップ会談において、最大の友好国的位置

づけと安全保障の担保は何とか得られたというふうに言われておりまして、しかし反面、我々には果たして知らされているのかどうかわかりませんが、そのためのお土産と称しますか、取引材料は何を持参したのか、今後の具体的対米政策等を一定の期間見ていかなければわからないというようなこともあって、後々経済的なTPP問題にかわるものとか、いろんな面でそういった持っていったいわゆる取引材料、お土産があらわれてくるのではないかと、そのときのマイナス面はどうか等々、今後の最大のある意味では関心事として、国の中枢では疑心暗鬼の状況が続くとも言われております。

ここ1カ月、アメリカ、トランプ一辺倒のニュースの中でありましたが、これも突然マレーシア国内での金正男暗殺という衝撃的な事件の発生は、総合的に北朝鮮国家が絡んだ現体制の維持を目的とした国家絡みの犯罪との見解にほぼ集約されつつあり、その真偽を含めて対マレーシア2国間の外交問題にも発展しつつある昨今、我が国におきまして、拉致問題の解決も当事者の母親、父親あるいは家族が寿命が先々なくなる、残された期間がない、短い中で、なかなかそのいわゆる実効が上がらないという流れの中で、北朝鮮外交の難しさをそういったものも含めて見ながら、感じながら、我が国においては拉致問題の解決を何とか前進させる方策を関係国の協力も含めて対応してもらいたいなというふうに思うところでもあります。

また、韓国大統領不在の中での日韓、竹島を、あるいは慰安婦像のそういった懸案の問題あるいは日中間の南沙諸島あるいは尖閣も含めた海洋開発、国境あるいは軍事化等々、東アジアの、近隣アジアの変化にどう対応していくのか。先般安倍首相就任以来、世界各国、いわゆる世界的外交はナンバーワンだと訪問国は言われておりますが、その成果は是と、当然すばらしい成果も上げているのだとも思いますが、まさに避けて通れないそういった近隣の問題も含めて、難問が山積をしているという状況でもあろうかと思っております。

イギリスのEU離脱あるいはトランプ政権誕生あるいは今後、今年ヨーロッパにおける国政選挙あるいはトップの選挙等々の予測を踏まえた保護主義的傾向が全世界に強まると、強まっていくのではないかと言われている中、自由貿易の発展に活路を見出して今日まで発展をしてきた我が国経済は、先々の不透明感とともに、国内における少子高齢化の需要減少も合わせ、あるいは縮小社会に合わせて乗り越えていかなければならない重要な岐路にも立っているというふうに言われておりまして、東芝の海外投資の巨大赤字や為替差益あるいは為替差損等による国内企業の明暗格差の中、時期的にはもう既に春闘におけるベアの攻防も始まっておるわけでありまして、今後の各企業の対アメリカ策あるいは政府日銀の経済政策あるいは関税等々に影響を及ぼすこれからのまさに保護主義的政策に対する日本の対応等々、その進展の度合いにおきまして、時によると日本経済を大きく揺さぶる、そういったことも想定をされるわけでありまして、非常にそういう意味では、大きな一つの通過点でもあろうというふうに思っておるところであります。

そういった大きな世界経済あるいは状況課題、編成された日本国の29年度予算は、先日衆議院で可決されて、まだおとといでしたか、やがて成立をするわけでありまして、ご承知のことかと思いますが、総額約97兆5,000億円と、過去最大規模になっておるところであります。うち赤字国債補填分は35%、34兆4,000億円でありまして、国の今年度予算のざっと大ざっぱに申し上げますと、約11年分の債務残高、1,100兆円と言われておりまして、そういう意味では、能力以上の莫大な予算を組んでいるというふうには感じます。その予算を県あるいは町が流れ流れて恩恵に浴するというか、使わせていただくわけでありまして、

群馬県の平成29年度当初予算案、既に議員さんもお承知であるはずですが、県税収入2,350億円、地方交

付税1,150億円、県債発行額1,185億円、基金繰入金140億円を歳入の中心といたしました。予算総額7,245億6,300万円、約7,300億円と言われておりまして、前年度比プラス0.4%と言われておりまして、主なその政策の狙いは、未来を担う子供、若者の育成あるいは医師の確保、保育士の養成、道路・防災・治水対策、医療、福祉の推進等々を展開する内容となっているところをご承知のことと思っております。

それを踏まえて、当町におきましては、大事業であった八間樋橋路線がほぼ99.9%、約100%でしょうか、あと仕上がったという報告を受けるのみになっておりまして、完成し、公約が町長在任中に実現できましたことは、南地区だけでなく、私にとっても最大の喜びでもあります。また、庁舎建設も紆余曲折はあったものの、既にご承知のように着手をいたしておりまして、約1年半後の完成に向けて動き出しており、あわせて小学校再編やニュータウン全体のさらなる進展と他の計画と合わせて強力に展開をすることが求められておりまして、並行して飯野地区ミニ防災ステーションあるいは下五箇防災タワー、初めて防災ステーションからタワーという言葉に置きかえますが、下五箇については防災タワーの整備、町全体のそういったことも含めた広域防災広報システムの具体化あるいは資源化センター跡地の再利用をどうするか、1市2町ごみ処理の結果、4月1日付で資源化センターも操業を停止するわけになるわけになるわけですが、跡地の再利用をどうするか、準じていろいろなそういった事業展開も視野に入れる状況に、あるいは入れざるを得ない状況になっているというふうに考えております。

そして、何より少子高齢化が進む中、地方創生を目指した地域活性化策がさらに必要とされておる中、人口減少に対して結婚、出産、子育て、進学等のそういった子育て、若い父親、母親に対するよりよい環境の整備あるいは今後を展望した産業分野への新しい取り組み支援等、企業・商業誘致や6次産業化と絡ませながら進めていきたいと思っております。合併問題は、人口減少が確実に進んでいることから、先々納税者の当然減少が見込まれ、活力の低下はどなたが考えても普通であれば、そういった状況が起こってくるだろうということも含め、小規模自治体においては、各種サービスの維持や活性化の後退は否定できないと私自身は思っておりまして、これを防ぐためにはやむを得ず合理化を行う以外にはないというふうに考えております。それが合併の原点でありまして、しかし幸いにも当町でも先見性のある両市町の賛成議員、我が町だけでなく、館林市も含めた先見性のある賛成議員多数により設置された館林市・板倉町法定合併協議会の議論を慎重に進めながら、町民の皆様によりよい方向を打ち出していかなければというふうに思っております。

しかし、ご承知のように先般館林市長のご逝去によりまして、4月2日、あれは3日だったでしょうか、予定されている市長選において、これからどなたが出馬をされるのかも含め、それが複数になるのかわかりません、全く。今のところ、候補者の公約はどう出されていくのか、あるいは館林市長の選挙を通して、館林の市民の声が選挙結果にどう反映されるのかという不透明要素も実質あるわけでありまして、このことからこの1カ月を注視をしまいたいと思っておりますし、それも含めて現在合併協議会の会長職務代理を私が務めておるわけでありまして、そういう意味ではその一定の方向性が見出されるまで協議は滞るであろうということで、4月の末もしくは5月に入っただけ、それが4回目になるのでしょうか、そこら辺に開かれればよろしいかなというふうにも思っているところであります。

このような背景の中、当町も29年度予算を本日提出をいたしましたところでありますが、一般会計58億7,600万円、おおむねでございます。前年度比マイナス5億4,600万円、8.5%の減であります。理由は、庁舎建設に関し、入札差益による総予算の減少と事業展開、事業期間が2年計画から3年に変更したことによる予算の

分散が起こったということでありまして、特別ほかの面で縮小したという、そういう意味では受け取っていただかなくても結構だというふうに思っております。

重点政策といたしましては、29年度予算に盛り込んだ事項について順に申し上げますと、まずおおむね順番で、大事な順番と捉えていただいても結構ですが、まずは庁舎建設、次に子育て支援、これはもちろん細部には細かくいっぱいあるわけでありましたが、子育て支援の一番大きなもの、小中学校給食費無料化、おおむね6,000万円を超えるものになろうかとも思っておりますが、数字的なものはいずれにしても、それから健康増進、教育の充実、防災力強化、産業振興、企業・商業誘致、住宅販売、インフラ整備、平地観光、合併協議等であります。

また、その他全般的な事項については、税の収納率の向上、活用可能な国県各種助成金の徹底的な洗い出し等収入の積極的確保や事業評価を踏まえ、既存事業の改善、廃止、縮小も町民視点に立ち、単純に前年度踏襲することなく、合理的効率化を目指したその徹底した必要最小限度の事業費にすること、加えて周辺自治体とのサービス格差ができるだけ生じないための情報収集並びに比較検討を常に行いながらということもあわせて指示をいたしております。

参考までですが、一般会計積立金残高は、貯金はニュータウン事業開始以降最も減少した平成21年度の28億3,000万円から平成27年度末37億600万円まで実質貯金は9億円増加をし、町債残高、借金は最も増加をした平成12年69億6,000万円から、同じく平成27年度末37億6,000万円、実質約32億円の返済を進めることができたわけでありまして、前述したとおり、今度はそこから新たに庁舎建設における資金投入があるわけでありますから、積立金の減少、町債の増加、そして今後の事業展開による、先ほど述べましたが、今後の一つの事業展開による資金需要を考えますと、慎重な財政運営は当然求められることは明白でありまして、このような観点から、各事業項目ごとに予算配分をいたしたところであります。

今定例会、人事案件2件、専決承認1件、条例改正案8件、契約1件、28年度一般会計ほか3特会の補正4件、そして29年度一般会計ほか4特別会計予算5件、その他1件の22議案を上程いたしたところであります。

長くなりましたが、そういった総合的な判断より、本日からご審議をいただくわけでありまして、十分こちらの心情を察していただきながら、慎重なご審議をいただきますとともに、でき得れば原案どおりご可決をいただき、議会双方ともども力を合わせて、いわゆる町の安定あるいは今不足をしているもの等々について全力で対応していければというふうに思っております。

以上申し上げます、本日冒頭に対する所信の表明といたします。大変ありがとうございます。

○同意第1号 板倉町副町長の選任について

○青木秀夫議長 日程第4、同意第1号 板倉町副町長の選任についてを議題といたします。

本案は、中里町長補佐の一人身上に関することでありますので、中里町長補佐の退場を求めます。

[中里重義町長補佐退場]

○青木秀夫議長 町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、早速ご審議をいただきたいと思っております。

同意第1号、提案理由を申し上げます。板倉町副町長の選任について。本案は、現在空席となっております板倉町副町長を選任する人事でございます。

選任者につきましては、慎重に人選を行いました結果、氏名、中里重義氏、生年月日、住所、大字板倉 中里重義氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

中里重義氏は、昭和50年5月に板倉町役場に奉職をし、以来、建設農政課長、企画財政課長、総務課長等々を歴任し、平成26年3月に退職をされるまで39年間、役場職員としてその手腕を発揮され、町の発展に尽力をいただいたことは議員各位ご承知のとおりであろうと思っております。また、平成27年7月からは町長補佐として町行政を総括する中心的な存在として活躍をいただいているところであります。中里君を起用したい理由は申し上げたわけですが、また別の角度から申し上げたいと思っておりますが、このことにつきましては、私8年前に町長に初当選で就任をして、8年前から就任時においてももちろんですが、県内ほとんどのおおむね全ての自治体で副町長職を配置している状況と、当町、歴代の町長においても名称こそ違え、助役という名称でも過去あったわけではありますが、そういった配置してきた経緯に鑑み、8年前からその必要性は広く町の発展、利益に寄与するものと考え、当初からその実現に努力をしてまいったところであります。

しかし、たびたびの推薦をしたいチャンスといえますが、その議会に推薦予定者におきまして、同意が得られる判断に当時何回かあったわけではありますが、至れず、今日まで逆に賛成いただけないということであれば上程もできないという、ざっくばらんな言い方をすれば、見送ってきた経緯がございます。したがって、正式に初上程をしたということでもあります。

現在、ニュータウン等々の関係で、町内進出企業対応等ニュータウン事業の増大並びに町政における町民要望の多様化、さらには先ほども申し上げました広域事業の拡大、水道から、もちろん厚生病院、消防、その他ごみ、環境等々も含め広域事業の拡大等その対応を考えますとき、副町長職の必要性は間違いないと確固たることから、やむなく当町独自の呼称、再任用町長補佐として同君を議会の同意を必要としない副町長に準ずる役職として任命活用して今日に至っているものであります。その後、約1年半を経過し、その勤務ぶりは職員の管理から始まり、役場職員の人事の評価あるいは事業全般的な事務の評価あるいは渉外担当の補佐並びに私不在間の対応等々高い評価に値し、今後の働きにも十分期待ができるものと確信するものであり、また郡内副町長と比較をしても、その力量は全く劣らないものと考え、今回副町長として正式に登用をしたいということでもあります。同意をそういう意味では求めるとのことでの議案でございます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 ご異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

これより同意第1号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

中里町長補佐の入場を許します。

[中里重義町長補佐入場]

○同意第2号 板倉町教育委員会委員の任命について

○青木秀夫議長 日程第5、同意第2号 板倉町教育委員会委員の任命についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、先ほどは大変同意第1号についてはありがとうございました。

引き続き、同意第2号 板倉町教育委員会委員の任命についてということで、同じく人事案件でございます。

本案は、板倉町教育委員会委員でございました増田靖夫氏が、平成29年1月18日に任期満了となったため、これに伴う後任者の人事でございます。

後任者につきましては、慎重に人選を行いました結果、氏名、小菅富子氏、生年月日、住所板倉町大字粕谷 を任命いたしたく、地元の議員さんのお力もおかりして、お話はさせていただいておりますが、任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

小菅富子氏は、昭和47年4月に教員として奉職して以来、35年間教職を務め、平成19年3月に退職された後、平成22年から3年間は民生委員、主任児童委員を務めるなど地域福祉増進のため幅広い活動を積極的に取り組んでいる方でございます。

以上申し上げましたことから、その職務を立派に遂行していただけるものと考えております。教育委員5名おられますが、現在男性3名、女性1名、欠員1名、その欠員1名の候補者としての小菅氏であります。県の指導等も含め、5名のうちでき得れば男女平等の時代ということも含め、どちらが3名になっても構わないわけですが、ということも含め、現在1名の女性教育委員に対して、もう一名を欠員として小菅氏を登用したくお願いをしたくということでございます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

これより同意第2号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

**○承認第1号 専決処分事項の承認について（平成28年度板倉町一般会計補正予算
（第6号））**

○青木秀夫議長 日程第6、承認第1号 専決処分事項の承認について（平成28年度板倉町一般会計補正予算（第6号））を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 ありがとうございます。

続いて、承認第1号 専決処分事項の承認についてということであります。内容は、平成28年度板倉町一般会計補正予算（第6号）ということであります。

本件は、平成29年1月25日付にて専決処分を行った平成28年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について承認を求めるものでございます。

本補正予算につきましては、第6回目の補正予算でありまして、12月議会で可決されました補正予算第4号の債務負担行為における資源物収集運搬業務委託料の限度額を2,532万6,000円から2,880万4,000円に増額変更をしたものでございます。

今回の補正及び専決処分の理由でございますが、新年度から、来年度4月1日からの資源物収集箇所につきましては、当初旧行政区につき各1カ所と考えておりましたが、住民説明会や区長会において、収集箇所を増やしてほしい旨の要望や意見が予想を超えた多数寄せられておりますことから、町内の家庭系ごみステーション全体を収集対象とするには、収集箇所数や運搬距離の増加による業務委託料の増加に対応する必要があったため、また4月1日からの運用に向けて、早急に手続を進める必要があったため、やむを得ず専決処分の実行を行わせていただいたところであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

この件につきましては、ただいま申し上げた事情でございますので、担当課長の説明は改めて予定をいたしておりません。よろしくお願いたします。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより承認第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

○議案第1号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第7、議案第1号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第1号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。

本案につきましては、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行うものであります。上位法に準じて改正を行うものであります。

昨年12月に1度改正をいたしておりますが、その後、人事院規則等がさらに改正されたため、それに準じて文言を統一するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

これにつきましては、ただいま申し上げたとおり、上位法に準じて文字等も含め、文言も含め統一するものでありますので、改めての担当課長の説明は予定しておりません。よろしく申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第8、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、

町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第2号でございます。職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

本案につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に準じて、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

具体的には、対象職員に養子縁組による養親及び里親を含めることと、それに伴う条例に委任されている部分の定義、さらには板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正により規定した介護時間の承認範囲の定義をするものであります。

同じく上位法の改正に伴い準じた条例の改正ということでございます。したがって、課長の説明は同じく予定しておりませんので、よろしく願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議案第3号 板倉町税条例等の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第9、議案第3号 板倉町税条例等の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第3号であります。板倉町税条例等の一部改正についてであります。

本案につきましては、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴う板倉町税条例等の一部改正でございます。

同じく上位法の改正に伴う板倉町税条例等の一部改正ということであります。

今回の改正につきましては、住宅ローン減税制度の適用期限の延長及び軽自動車税のグリーン化特例の延

長と、平成31年10月の消費税10%への引き上げ時に施行される軽自動車税の環境性能割の導入及び法人税割の税率の引き下げの所要の改正でございます。

軽自動車税の環境性能割であります。新たな税目として環境性能割が創設され、現行の軽自動車税が種別割となり、自動車取得税が廃止となるものであります。

法人税割の税率引き下げにつきましては、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るものでございます。板倉町の税率でございますが、制限税率の12.1%から3.7%引き下げ、8.4%となります。

なお、法人住民税の税率の引き下げ相当分につきましては、国税の地方法人税の税率が引き上げられまして、地方交付税の財源となるというふうに理解をいたしております。

以上申し上げましたが、同じく上位法の改正による町条例の改正ということでもありますので、担当課長の説明は同じく予定をいたしておりません。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議案第4号 板倉町介護保険条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第10、議案第4号 板倉町介護保険条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第4号であります。板倉町介護保険条例の一部改正ということでございます。

本案につきましては、「低所得者の介護保険料軽減期間」及び「地域支援事業に新たに加えられた事業の実施の猶予期限」に关します条例の改正でございます。

改正の内容といたしましては、平成27年4月から消費税8%への引き上げによる公費を投入した低所得者の保険料軽減強化を現在行っております。この施策は、平成29年4月の消費税10%への引き上げ時にさらなる軽減強化の予定でありましたので、現在の軽減期間を平成28年度までと条例で定めました。しかし、平成29年4月からの消費税引き上げが延期をされたことにより、現行の対象者及び軽減幅を平成29年度も引き続き継続をすることとされたため、改正を行うものでございます。

次に、地域支援事業に新たに加えられました「在宅医療・介護連携推進、生活支援体制整備、認知症総合支援」の実施の猶予期限を平成30年3月31日までと条例で定めてありますが、事業の実施を1年早め、平成29年4月1日からとするための改正を行うものであります。

以上でございますので、これについても担当課長の説明は予定をいたしておりません。よろしくお願いいたします。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議案第5号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

議案第6号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第11、議案第5号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について及び日程第12、議案第6号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正についての2議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第5号及び議案第6号であります。一括をして説明させていただきたいと思っております。

議案第5号及び議案第6号は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令が、余り長過ぎてちょっとすっきりとしないわけですが、その省令が平成28年3月31日に公布されたことに伴う条例改正でありますので、一括をして説明させていただくということになります。

初めに、議案第5号について、板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正するということについてでございます。

本案につきましては、厚生労働省令で規定された「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の改正に伴う改正でございます。

改正の内容といたしましては、単に「文言の追加等」でございます。

続いて、議案第6号であります。本案につきましても、厚生労働省令で規定された「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の改正に伴う改正であります。

改正の内容といたしましては、同じく「字句の訂正及び文言の追加」でございます。

以上、「板倉町地域指定密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正について」ご説明を申したわけでありましたが、この件につきましても、申し上げたとおりでございます。内容に変化はございませんということでもありますので、課長の説明も改めて予定をしておらないところであります。よろしくお願いいたします。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

初めに、議案第5号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第5号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議案第7号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第13、議案第7号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 あと2議案ほど条例改正が続くわけですが、よろしく引き続きお願いをいたします。

議案第7号であります。これは、町独自に関することであります条例の改正ということであります。板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について。

本案につきましては、現在、子どもの福祉医療費の支給対象者を中学校卒業までとしておりますが、加えて平成29年度重点事業として、16歳から18歳までの入院医療費、それに伴います食事療養費の無料化を本町独自で実施するため、所要の改正を行うものであります。それだけのことでございますが、重要なことというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、これについても担当課長の説明は予定をしております。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議案第8号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第14、議案第8号 板倉町小口資金促進条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 議案第8号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正についてでございます。

本案は、板倉町小口資金融資促進条例の基本事項を規定する群馬県小口資金融資促進制度要綱が平成29年4月1日に改正されることに伴い、所要の改正をあわせて行うものであります。

具体的な改正箇所は3点でございます。いずれも条例の附則にかかわる部分でございますが、まず1点目は、借換制度が利用できる融資の申し込み期間を1年延長するものであります。借換制度が利用できる融資の申し込み期間の1年延長。

2点目は、融資期間を延長することができる借入融資の対象年度と、その延長を申請できる期間をそれぞれ1年ずつ延長するものであります。

次に、3点目につきましては、昨年、群馬県信用保証協会から出捐金の保証対象の制限や特別保証枠の限度について当面適用しない旨の申し入れを受け、群馬県の対応に合わせ、出捐金に関する規定の条文全てを当面適用しない附則を制定しましたが、群馬県が改めて精査をしたところ、第3条の出捐金の経理に関する同条第1項第1号の適用は必要であるとの判断から、同号を適用する改正を群馬県が行ったため、当町においてもあわせて附則の改正をするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、同じく課長の説明はございません。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第8号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議案第9号 板倉町役場庁舎非常用電源設備整備事業非常用電源設備工事の契約について

○青木秀夫議長 日程第15、議案第9号 板倉町役場庁舎非常用電源設備整備事業非常用電源設備工事の契約についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第9号であります。ご案内のように、板倉町役場庁舎非常用電源設備整備事業非常用電源設備工事の契約についてでございます。

本案につきましては、板倉町役場庁舎非常用電源設備整備事業に係る非常用電源設備工事の請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第9号の契約金額、工期、契約の相手方について説明させていただきます。

議案第9号の非常用電源設備工事の契約金額については、3,650万4,000円、うち消費税は270万4,000円でございます。

工期につきましては、平成30年6月20日までであります。

契約の相手方につきましては、菅谷電気工事株式会社でございます。

以上申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

同じく、課長の説明は予定をいたしておりません。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第9号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議案第10号 町道路線の廃止について

○青木秀夫議長 日程第16、議案第10号 町道路線の廃止についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第10号 町道路線の廃止についてということでご審議をお願いいたします。

本案につきましては、大字粕谷地内の安勝寺さんより現況が墓地への専用の出入り口となっている町道について、境内地と一体利用を図るため、町道路線廃止の協議があり、現状を慎重に審査した結果、廃止をしても支障がないと認められることから、町道路線の廃止をするものであります。

廃止する路線名につきましては、「町道1022号線」、「延長32.96メートル、幅員2メートルから2.5メートル」でございます。

ということで、この件についても課長の説明はありませんが、そういったことでございますので、よろしくご審議をいただきたいと思っております。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第10号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議案第11号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第7号）について

議案第12号 平成28年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第13号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第14号 平成28年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○青木秀夫議長 日程第17、議案第11号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第7号）についてから日程第20、議案第14号 平成28年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまでの4議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 議案第11号から議案第14号までは、平成28年度各会計の補正予算でありますので、一括して説明させていただきます。

初めに、議案第11号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

本補正予算につきましては、第7回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,920万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を65億4,159万円とするものであります。

歳入につきましては、地方交付税に1億3,911万6,000円、財産収入に5,000円、寄附金に2,682万9,000円、繰越金に262万5,000円、諸収入に13万4,000円をそれぞれ追加をし、分担金及び負担金から271万円を、国庫支出金から4,838万2,000円、県支出金から457万1,000円、繰入金から1億6,074万7,000円、町債から7,150万円をそれぞれ減額をするものであります。

歳出につきましては、諸支出金につきまして2,000円を追加し、総務費から5,873万6,000円、民生費から1,195万7,000円、衛生費から616万6,000円、農林水産業費から2,000万1,000円、土木費から1,164万9,000円、消防費から407万6,000円、教育費から427万6,000円、公債費から234万2,000円をそれぞれ減額をするものでございます。また、繰越明許費、債務負担行為、地方債につきましても、それぞれ所要の補正をするものでございます。

以上、平成28年度板倉町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げました。

次に、議案第12号 平成28年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ836万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,176万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料に459万2,000円、諸収入に40万円、繰越金に376万4,000円をそれぞれ追加しまして、繰入金から39万円を減額するものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療連合納付金に486万7,000円、諸支出金に349万9,000円をそれぞれ追加をするものでございます。

以上が平成28年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

次に、議案第13号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,382万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億5,428万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、国民健康保険税から1,050万円、国庫支出金から883万7,000円、療養給付費等交付金から466万6,000円、県支出金から1,524万5,000円、共同事業交付金から1,363万5,000円、繰入金から93万8,000円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、保険給付費から339万4,000円、介護納付金から23万5,000円、共同事業拠出金から5,019万2,000円を同じくそれぞれ減額するものでございます。

以上が平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

次に、議案第14号 平成28年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億3,933万2,000円とするものでございます。

歳入につきましては、財産収入に2,000円、繰越金に2,407万2,000円をそれぞれ追加し、繰入金から2,379万9,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、基金積立金に27万5,000円を追加するものでございます。

以上が平成28年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての説明でございます。

以上が議案第11号から同じく14号までの議案説明でございます。一括して説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第11号から議案第14号までの4議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号から議案第14号までの4議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○議案第15号 平成29年度板倉町一般会計予算について

議案第16号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第17号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

議案第18号 平成29年度板倉町介護保険特別会計予算について

議案第19号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計予算について

○青木秀夫議長 日程第21、議案第15号 平成29年度板倉町一般会計予算についてから日程第25、議案第19号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計予算についてまでの5議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 議案第15号から議案第19号までは、平成29年度各会計の当初予算でありますので、一括して説明させていただきます。

初めに、議案第15号 平成29年度板倉町一般会計予算でございます。

本案は、平成29年度板倉町一般会計予算について提案をするものであります。歳入歳出予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ58億7,600万円と定めております。前年度に対し5億4,600万円、8.5%の減となっております。

歳入予算の内訳としましては、町税18億2,107万8,000円、地方譲与税8,900万円、利子割交付金50万円、配当割交付金600万円、株式等譲渡所得割交付金400万円、地方消費税交付金2億2,100万円、ゴルフ場利用税交付金1,200万円、自動車取得税交付金1,800万円、地方特例交付金600万円、地方交付税11億8,000円、交通安全対策特別交付金180万円、分担金及び負担金3,529万8,000円、使用料及び手数料4,140万6,000円、国庫支出金4億1,182万4,000円、県支出金4億8,524万2,000円、財産収入674万8,000円、寄附金4,000円、繰入金9億732万2,000円、繰越金2億円、諸収入6,417万8,000円、町債3億6,460万円となっております。

歳出予算の内訳といたしましては、議会費9,034万3,000円、総務費12億1,519万円、民生費18億19万4,000円、衛生費5億7,005万9,000円、労働費24万8,000円、農林水産業費3億9,144万3,000円、商工費6,967万3,000円、土木費4億5,778万9,000円、消防費2億7,694万5,000円、教育費6億6,349万7,000円、災害復旧費、存目1,000円、公債費3億3,061万3,000円、諸支出金5,000円、予備費1,000万円となっております。

その他、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用につきましては、議案書のとおりであります。

続いて、議案第16号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,914万4,000円と定めるものでございまして、前年度対比4.3%の増額となっております。なお、増額の主な理由につきましては、後期高齢者の増加により、後期高齢者医療保険料と後期高齢者医療連合納付金を増額したためでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料9,295万円、繰入金4,608万7,000円であります。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費124万6,000円、後期高齢者医療連合納付金1億3,479万6,000円、予備費300万円でございます。

以上が平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算であります。

次に、議案第17号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計予算についてであります。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億357万1,000円と定めるものでございまして、前年度対比10.8%の増額となっております。なお、増額の主な理由としては、医療費の増加による保険給付費と高額医療費の増加による共同事業拠出金を対応として増額したためでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税 4 億 5,856 万 8,000 円、国庫支出金 4 億 9,111 万 5,000 円、前期高齢者交付金 5 億 8,300 万円、県支出金 1 億 170 万 2,000 円、共同事業交付金 5 億 7,518 万 2,000 円、繰入金 2 億 775 万 4,000 円でございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、保険給付費 15 億 3,029 万 1,000 円、後期高齢者支援金等 2 億 5,767 万 5,000 円、介護納付金 1 億 1,059 万 5,000 円、共同事業拠出金 5 億 2,796 万 4,000 円でございます。

以上が平成 29 年度板倉町国民健康保険特別会計予算でございます。

次に、議案第 18 号 平成 29 年度板倉町介護保険特別会計予算についてでございます。

本案は、平成 29 年度板倉町介護保険特別会計予算の当初予算であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 12 億 5,082 万 5,000 円と決めました。これは、前年度対比 2,229 万 1,000 円、1.8% の増加となっております。なお、増額の主な理由につきましては、要支援認定者等の増加により、介護サービス利用者増による増額であります。

まず、歳入の主なものにつきましては、保険料 2 億 5,592 万 3,000 円、国庫支出金 2 億 6,356 万円、支払基金交付金 3 億 2,545 万 7,000 円、県支出金 1 億 7,542 万 9,000 円、繰入金 2 億 3,044 万 3,000 円でございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費 5,636 万 7,000 円、保険給付費 11 億 3,948 万 5,000 円、地域支援事業費 4,946 万 2,000 円、予備費 500 万円でございます。歳出の 91.1% は保険給付費が占めておる状況でございます。

以上が平成 29 年度板倉町介護保険特別会計予算についてであります。

次に、議案第 19 号 平成 29 年度板倉町下水道事業特別会計予算ということでご説明申し上げます。

本案は、平成 29 年度下水道事業特別会計予算で、平成 10 年 3 月 31 日より汚水処理を開始し、現在板倉ニュータウン区域 218 ヘクタールのうち約 145 ヘクタール、6 割ぐらいでしょうか、を供用いたしております。平成 29 年度におきましても、引き続き公共用水域の水質保全のため、水質浄化センターの適正な維持管理を中心とした予算を計上いたしております。

平成 29 年度の予算につきましては、総額が 1 億 8,848 万円と予定をいたしまして、歳入につきましては、使用料及び手数料 5,010 万 2,000 円、他会計繰入金 1 億 2,837 万 3,000 円、他会計とは、一般会計からの繰入金ということであります。繰越金 1,000 万円を見込み計上いたしました。施設整備工事の予定がございませんので、国庫補助金、県補助金及び町債等につきましては、存目程度としてそれぞれ 1,000 円ずつを計上いたしております。

次に、歳出につきましては、下水道費 8,739 万 1,000 円、公債費 9,808 万 9,000 円、予備費 300 万円を計上いたしております。

以上が平成 29 年度板倉町下水道事業特別会計予算ということでございます。

以上、議案第 15 号から議案第 19 号まで一括してご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第 15 号から議案第 19 号までの 5 議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第19号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○散会の宣告

○青木秀夫議長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会いたします。

散 会 （午前10時43分）